

令和5年度第1回釧路警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和5年6月26日(月) 午後2時00分から午後3時45分まで

2 開催場所

釧路方面釧路警察署 大会議室

3 出席者

(1) 協議会委員 11人(定員12人)

会長 簗島 弘幸

副会長 ~欠席~

委員 奥田 陽子、梅崎 明生、白田 和史、安藤 祐子、吉村 眞由美、
小畑 由紀、鈴木 幸雄、根本 歩、吉田 敦子、須子 波留美

(2) 警察署員 7人

署長 岡田 昭広

副署長 坂井 一明

刑事・生活安全官 阿部 拓

地域官兼地域課長 糸井 俊博

交通官 工藤 敦也

警務官兼警務課長 岡田 雅之

警務係長(事務局)

4 会長挨拶

今期から会長を務めさせていただきます。

前期は、コロナ禍における協議会運営ということで、協議会が中止になったり書面のやり取りが続いたりし、協議会を開催しても様々な制約があったため、活発な協議会の活動ができませんでした。

今期の協議会では、コロナ禍の影響が緩みつつあり、また、新委員を迎えて意見交換ができますので、できる限り充実した協議会運営を推進したいと考えています。

どうぞよろしくお願いいたします。

5 署長挨拶

委員の皆様には、平素から警察行政各般に渡り多大なる御支援と御協力をいただいていることに、この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

皆様の御意見や御要望を尊重した警察署運営に努めて参りたいと考えています。

今日の協議会では、忌憚のない御意見等をお聞かせ願いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

6 協議説明

(1) 業務概況

(2) 懲戒処分等報告について

(3) 警察業務の紹介

(4) 質疑応答

7 協議内容

(1) 業務概況

委員：事件関係の報道を見ていると、よく「計画性がある、計画性はない。」という言葉が用いられるが、「計画性の有無」について、警察にはどのような判断基準があるのか。

警察：事件の発生当初では、警察でも犯人の計画性の有無は判然としないが、例えば、現場検証の結果や遺体の状況、犯人の供述などにより、犯人が事前に殺意を持って殺したか否か、偶発的なものか否かを判断し、さらに裏付け捜査の結果も含めた上で、犯人は最初から被害者を殺害しようとして被害者の家に行ったなどと認められたら計画性があると判断する。

委員：10月17日に開催する音楽隊を招致したコンサートについて、主催者はいづれか。

警察：釧路警察署が主催で、各防犯協会や釧路方面本部生活安全課の共催をいただいた上で開催する予定である。

委員：特殊詐欺の発生状況について、被害届の受理件数が6件と説明を受けたが、被害届を提出しない相談事案もあるとのことであり、個人的な印象としては、ほぼ毎日のように特殊詐欺の被害が発生している報道を目にするのが、実際にどの程度の特殊詐欺に関する相談を受けているのか。

警察：当署では、5月末現在で、少額の相談も含めて20件以上ある。

委員：事件として受理していない相談を含めると、かなりの件数が発生しているので、今後、被害防止の啓発活動を活発に行うことが重要であり、是非、対応願いたい。

委員：自転車の運転に関して、違反行為があれば実際に罰せられるのか。

また、若年層や高齢者に対して、どう対処すべきか教示願いたい。

警察：自転車に関する取締りについては、基本的には必要な指導を行っているが、悪質性や常習性が認められれば検挙対象としている。

警察署では、「自転車の運転に関するルールを知らなかった。」ということがないように正規な自転車の利用方法を様々な形で周知、指導している。

委員：自転車の交通事故について、交通事故件数自体は減少しているが、自転車の事故については増加傾向にある。

特に、若年層と高齢者の事故件数が多いが、その要因を教示願いたい。

警察：自転車による交通事故が最も多いのは交差点における事故であり、自転車側に一時停止標識がある場合は、標識に従って一時停止し、安全を確認して通行していただきたい。

また、自転車の交通事故に関しては、自転車の運転者は任意保険に加入していない場合が大半であることから、自転車を使用する若年層の保護者にも指導する必要がある、その周知を図っている。

委員：自転車に関する交通事故に関して、自転車運転者のヘルメットの着用率

の向上について、どう考えているか。

警察：自転車による交通事故が発生した際、ヘルメットを着用していると有効であるため、是非、ヘルメットの着用を普及させたい。

先般、鶴居村とヘルメット着用に関する協定を締結したが、これは、少しでも着用率を向上させたいという趣旨であった。

今回の協定締結は、大きく報道で取り上げていただいたが、他の自治体でも、着用率を向上させる参考例になればと考えている。

また、ヘルメット着用は努力義務であるが、そもそも命を守るための取組であることから、運転者全員が着用するように継続的に啓発する。

委員：努力義務ということについて、小学校の交通安全教室に参加すると大半の子供達はヘルメットを着用していないが、中学生になるとファッション性のあるヘルメットを着用する学生が増加する。

ヘルメットの購入については、決して安価でないことから、成長期である小学生に着用させるために、何らかの形で経済的な負担を軽減させるべきと考えるが、その対策は講じているか。

警察：経済的な負担については、各自治体や関係団体等と協力して検討したい。

また、子供の命と金銭的負担を比較考慮した場合に、「お金で買えない大事なことであること」を理解してもらえるように対応をしている。

委員：阿寒湖畔地区の小学生は、ほぼ全員がヘルメットを着用して自転車に乗っているが、その理由として、約30年前に自転車事故で小学生が亡くなっており、そのことが地域の記憶として子供達にも引き継がれているからで、このような子供達の記憶に残るような交通安全教育を行ってほしい。

(2) 委員からの業務運営に関する主たる要望

- ・ 特殊詐欺被害防止に関する効果的な広報
- ・ 自転車利用者に対する交通事故防止対策
- ・ 自転車利用者に対するヘルメット着用率の向上

8 次回開催予定

次回の開催について、令和5年9月に予定している。

諮問事項については、8月頃に会長、副会長及び事務局で設定することとする。

令和 年 月 日

会 長

㊟

令和 年 月 日

副会長

㊟